

津市農第419号  
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

|                   |                        |  |
|-------------------|------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 津市<br>(242012)         |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 大里野田・大里山室地区<br>(野田・山室) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年12月17日<br>(第1回)    |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、圃場整備された農地がほとんどであるが、谷地田など圃場の状態が良好でないため担い手による耕作が見込めない農地もある。田については、複数の担い手(法人3社、個人2者)が耕作しており、畑については、個人耕作者による管理が多くなっているが、法人1社による施設園芸(花き)の利用も見られる。

当地区は、個人耕作者による営農が多く、担い手による農地の集積は、3割程度である。しかし、今後、個人耕作者の離農が増えることが想定されるため、担い手による集積は一層進むものと考えられる。

耕作放棄地発生防止のための農地の草刈り、農道、水路、ため池等の維持・管理は、多面的機能支払の組織が中心となって行っている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした土地利用型農業の維持・継続を目指す、一部の担い手による施設園芸農業も今後も継続する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 71.4 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 71.4 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                               |
| 今後、離農を希望する個人耕作者が多く見込まれるが、耕作を担える担い手も複数いるため、地権者や担い手の意向を踏まえつつ集約化を念頭に集積を推進していく。                                                    |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                               |
| 耕作者の離農が生じた際は、地権者は農地バンクに貸し付け、担い手の経営に関する意向を踏まえ段階的に集約化する。                                                                         |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                                |
| 農作業の効率化を図るため、地権者の同意が得られる範囲での畦畔除去について検討する。<br>また、農業用施設の点検・見回り等を行い、必要に応じて修繕・改修を行っていく。                                            |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                           |
| 当面は、10年後も耕作の継続が見込まれる担い手による農地の集積・集約を図る。<br>当地区内にて新規就農を希望する者の意向を踏まえつつ、担い手として育成していくため津市が農業改良普及センター、JA等とも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                            |
| 作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。<br>農業用機械の老朽化のため実施できない作業についても部分作業委託を検討する。                                                         |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                             |                                             |                               |                               |
|------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出  | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

③担い手による農作業の省力化・効率化に向けて、少人数でも作業が可能となるスマート農機や耕作システムの導入を図る。  
⑦農業用施設に関して、地区全体で維持・管理を継続して行うため多面的機能支払の活動組織や土地改良組合が継続できるよう組織の維持・充実を図っていく。